

# 第1章 計画の考え方

## 1 計画の趣旨

### (1) 子どもの育ちと子育てをめぐる現状

少子高齢化社会の進展や経済社会の変動に伴い、共働き家庭・核家族の増加、長時間労働や非正規雇用の増加等、地域・家庭における子どもの育ちや子育ての環境は大きく変化しています。就労の有無にかかわらず、多くの家庭で子育てについての不安や負担、孤立感が高まっています。また、地域においては、児童虐待や犯罪の危険、交通事故など子どもの安全がおびやかされるような状況があります。

子育てに不安や悩みをかかえる母親への支援をはじめ、子育て家庭への支援を強め、どのような家庭環境にあっても、一人ひとりの子どもが等しく、健やかな育ちが保障され、「子どもの最善の利益」(注)が実現されるような地域社会を、地域みんなの力で実現することが求められています。

(注)「子どもの最善の利益」:「児童の権利に関する条約」(国連平成元年採択、日本は平成6年に批准)に定められている条文で、子どものことを決める場合子どもにとって最もよいことを考えなくてはならないという基本原則の一つ。

### (2) 計画策定の経緯

平成24年、国では「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、これに基づく子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から開始されます。新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・計画的に実現していくこととしています。

本市においては、これまで、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法(注)により「北茨城市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援に関わる総合的な対策を推進してきました。

これを踏まえて、本市の子ども・子育て支援施策の更なる充実を図り、総合的に推進していくために、本計画を策定することとします。

(注)次世代育成支援対策推進法:次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年に地方自治体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため制定されました。平成26年にさらに10年間延長することが定められ、市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)の策定は任意とされました。

## 2 計画の根拠・位置づけ

### (1) 計画の根拠

この計画は、北茨城市において、子ども・子育て支援法第61条を根拠とする「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項を根拠とする「市町村行動計画」の両計画を一体的に策定するものです。

名称は次の通りとします。

#### ■北茨城市子ども・子育て支援プラン

##### <子ども・子育て支援法>

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

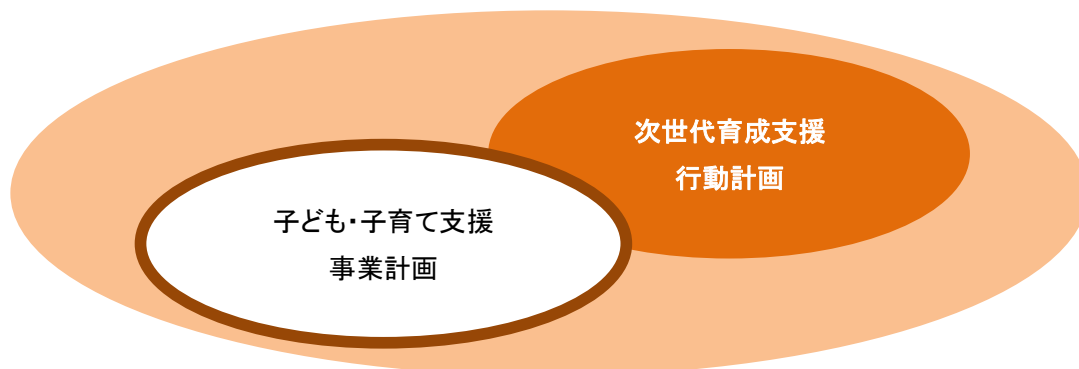
##### <次世代育成支援対策推進法>

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

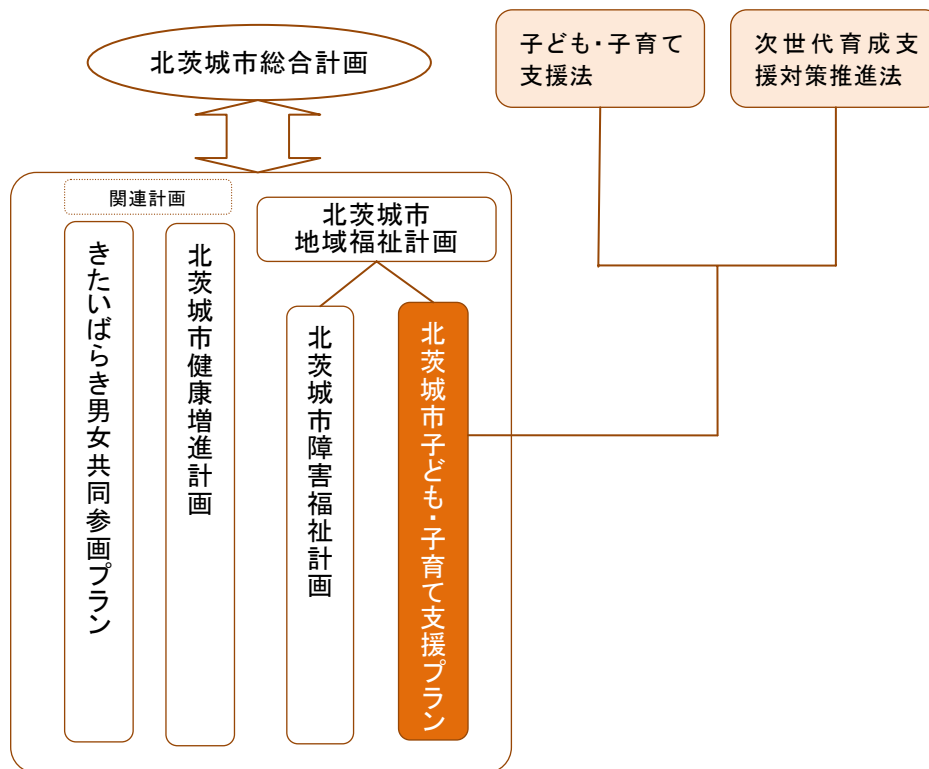
両計画の根拠法は異なっていますが、子ども・子育てを支援する地域づくりという計画の目指す理念は共通しています。また、子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援に関わる事業の数値目標を設定する事業計画の性格を持つ一方で、次世代育成支援行動計画は、子育てに関わって広く保健医療・福祉・教育・生活環境等を含めた総合的な性格を持っています。

#### 北茨城市子ども・子育て支援プラン



## (2) 計画の位置づけ

北茨城市子ども・子育て支援プランは、北茨城市総合計画及び北茨城市地域福祉計画をはじめとして、本市の関連する主な分野別の計画（健康増進計画、障害福祉計画等）と調和を保って策定しています。



### 3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、北茨城市子ども・子育て支援プランの計画期間は平成27年度から31年度までとします。(次世代育成支援行動計画は「前期計画」となります。)

北茨城市子ども・子育て支援プランは、子ども・子育て支援新制度の施行に関わる事業計画を含むため、毎年度の進捗状況の点検・評価を行うとともに、社会経済情勢の変動に伴い、計画期間中途の年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
北茨城市子ども・子育て支援プラン	平成27年度～31年度					(次期計画)				

→ 適宜見直し

## 4 計画の策定

北茨城市子ども・子育て支援プランは、本市の子ども・子育てに関連する市民代表とともに、事業者、団体・機関及び有識者によって構成される北茨城市子ども・子育て会議が審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、就学前・就学児童の子育て家庭に対する「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」、市民に対するパブリックコメントを実施して策定しました。

### 【アンケート調査の概要】

- 調査期間 : 平成25年9月～10月
- 調査対象及び票数 : ①就学前児童の保護者 1,898票  
②小学生の保護者 2,256票
- 調査方法 : ①就学前児童の保護者 郵送による配布、回収。(ただし、回収は一部幼稚園等を通じて回収)(無記名回答)  
②小学生の保護者 郵送による配布、回収。(ただし、回収は一部小学校等を通じて回収)(無記名回答)

### ○回収結果

調査の種類	発送数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者	1,898票	918票	48.4%
②小学生の保護者	2,256票	1,283票	56.9%